

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林務課)
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
- 生活保護法による診療所等の廃止 ( )
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定 (二件) (農村整備課)
- 林業改善資金貸付基準の一部改正 (林務課)
- 保安林の指定予定 (森林保全課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇調達公告 一般競争入札の実施 (工業振興課)
- 公募型指名競争入札の実施 (二件) (管理課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 林業生産高度化資金の貸付限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

## 規 則

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

資金の種類	貸付単位	貸付限度額	
		現 行	改 正 後
団地間伐促進資金	間伐の実施に係る森林一ヘクタールにつき	三十五万円	五十万円
技術導入資金	作業道開設用機械一台につき	六百万円	九百万円
間伐材高度利用施設資金	バーカーセットにつき	九百万円	千二百万円
	ツイン丸のこ盤一セットにつき	九百万円	千二百万円

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第五十四号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号1中「三十五万円」を「五十万円」に改め、同号5中「一台につき六百万円」を「一台につき九百万円」に改め、同号7中「九百万円」を「千二百万円」に改め、同表第二号中「第五条第二項第三号」を「第十条の五第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一―八	平成十一年四月一日
よなご薬局	米子市車尾二二九四―一	平成十一年七月一日
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一―	〃
萩原歯科医院	八頭郡河原町大字長瀬四三―三	〃
大淀会内科歯科診療所	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成十一年七月七日

鳥取県告示第四百六十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一―八	平成十一年三月三十一日
よなご薬局	米子市車尾二二九四―一	平成十一年六月三十日
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一―	〃
樋口医院	鳥取市野坂九一四	平成十一年七月一日

鳥取県告示第四百六十四号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業陸上地区農業用排水、農道整備及び区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六

項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年七月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第四百六十五号**

岩美町が行う土地改良事業（小規模零細地域農業基盤整備事業恩志地区農業用排水の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年七月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第四百六十六号**

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成十一年七月十三日から適用する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

第一の表第一号貸付内容の欄中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の七の森林整備市町村」を「知事が別に定める市町村」に改め、同表第四号貸付内容の欄中「第五条第二項第三号」を「昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五第二項第二号」に改める。

**鳥取県告示第四百六十七号**

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡淀江町大字本宮字込平二 四八二の三、四八二の九

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、淀江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百六十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年七月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

第三号の表鳥取西部農業協同組合の項中「西伯町支所」を「法勝寺支所」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年七月十三日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一日時 平成十一年七月十五日（木）午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 平成十二年度鳥取県立高等学校通信制課程における入学者選抜について

2 その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

- (1) 調達件名及び数量  
鳥取県産業技術センターの移転業務 一式
- (2) 仕様  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約日の翌日から平成12年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所  
ア 移転元  
鳥取市秋里390  
イ 移転先  
鳥取市若葉台南七丁目1-1
- 2 入札参加資格  
この入札に参加する資格を有する者は、構成員の全員が次の(1)及び(2)を満たすとともに、構成員が次の(3)及び(4)を満たす共同企業体であつて、知事が定める基準に準拠した協定を締結したもので、又は次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。
- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年12月鳥取県告示第782号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づき競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 平成8年度以降に述べ床面積が3,000㎡以上の規模を有する事業所等の移転業務を履行した実績を有すること。
- (4) 平成8年度以降に契約金額が3,000万円以上の精密機器移転業務を履行した実績を有すること。
- 3 契約担当部局  
鳥取県商工労働部工業振興課
- 4 入札手続  
(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

- 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部工業振興課技術開発室  
電話 0857-26-7243
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成11年8月9日(月) 午前10時  
イ 場所 産業技術センター大会議室(鳥取市秋里390)
- (4) 郵送による入札  
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成11年8月23日(月) 午後1時45分  
ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成11年8月23日(月) 正午までとする。
- イ 場所 鳥取県庁議会棟2階 第16会議室
- 5 入札者に要求される事項  
(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成11年7月27日(火) 午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

<p>6 入札保証金及び契約保証金 免 除 7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service to be required : Relocation of the Industrial Technology Institute, Tottori Prefectural Government and Institute precision machinery.</p> <p>(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : July 27, 1999 5 : 00 P.M.</p> <p>(3) Deadline for submission of tenders : August 23, 1999 1 : 45 P.M. Deadline for submission of tenders by registered mail : August 23, 1999 Noon</p>	<p>(4) Contact point for the notice : Manufacturing Industry Promotion Division Commerce, Industry &amp; Labor Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-Machi Tottori-Shi 680-8570 Japan. TEL : 0857-26-7243</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。 平成11年7月13日 鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 東部総合事務所(仮称)新築工事(駐車場棟等建築)</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市立川町六丁目</p> <p>(3) 工事内容 ア 本件工事は、現在工事中の総合事務所庁舎棟に隣接して駐車場棟及び駐輪場棟を建築するものである。 イ 本件工事は、別途工事中の庁舎棟工事と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 駐車場棟</td> <td>鉄骨造3階建</td> <td>建築面積</td> <td>3,101.41㎡</td> </tr> <tr> <td>イ 駐輪場棟</td> <td>鉄骨造平屋建</td> <td>延べ床面積</td> <td>8,692.22㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築面積</td> <td>400.46㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ床面積</td> <td>400.46㎡</td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 工期 平成11年8月から平成13年1月10日まで</p> <p>(6) 予定価格 776,153,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>2 技術資料等の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができ</p>	ア 駐車場棟	鉄骨造3階建	建築面積	3,101.41㎡	イ 駐輪場棟	鉄骨造平屋建	延べ床面積	8,692.22㎡		建築面積	400.46㎡			延べ床面積	400.46㎡	
ア 駐車場棟	鉄骨造3階建	建築面積	3,101.41㎡														
イ 駐輪場棟	鉄骨造平屋建	延べ床面積	8,692.22㎡														
	建築面積	400.46㎡															
	延べ床面積	400.46㎡															

る者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成11年7月13日（火）から同月26日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における建築一式工事の総合評点が920点以上であること。

イ 平成2年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄骨造2階建以上の建物で、一棟の延べ床面積が1,500㎡以上のものの建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成2年度以降に一棟の延べ床面積が500㎡以上の鉄骨造の建築物の建築工事に従事した経験を有する者であること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。

イ 建築士法第4条の規定による一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理（一級又は二級）の検定の合格証明書の交付を受けている者を、主任技術者として本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

<p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成11年7月13日(火)から同月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p>	<p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者としてすることがある。</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年7月13日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 鳥取県立福祉人材研修センター新築工事(建築)</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市伏野</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るための研修施設の建築を行うものである。</p> <p>イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事等と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <p>ア 本館 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 3,141.34㎡ 延べ床面積 5,000.43㎡</p> <p>イ 多目的工作室 鉄筋コンクリート造・木造平屋建 建築面積 142.80㎡ 延べ床面積 125.90㎡</p>
--	---



<p>ウ 車庫、倉庫</p>	<p>鉄骨造平屋建</p>	<p>建築面積</p>	<p>136.00㎡</p>
<p>エ 駐輪場</p>	<p>鉄骨造平屋建</p>	<p>延べ床面積</p>	<p>136.00㎡</p>
<p>オ ガバナ室</p>	<p>鉄筋コンクリート造平屋建</p>	<p>建築面積</p>	<p>5.02㎡</p>
<p>カ 渡り廊下</p>	<p>鉄骨造平屋建</p>	<p>延べ床面積</p>	<p>4.83㎡</p>
<p>キ 通路上屋</p>	<p>鉄骨造平屋建</p>	<p>延べ床面積</p>	<p>32.00㎡</p>
<p>ク 共同企業体は、県内に本店を有する者3名による自主結成とする。</p>	<p>建築面積</p>	<p>103.50㎡</p>	<p></p>

(5) 工 期 平成11年8月から平成13年6月30日まで

(6) 予定価格 1,473,958,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者3名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、20%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどの者でもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることできない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (建築一式工事) の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成11年7月13日 (火) から同月26日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成11年4月1日 (木) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における建築一式工事の総合評点が950点以上であること。

イ 平成2年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,500㎡以上のものの建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

<p>(7) 平成2年度以降に一棟の延べ床面積が500㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の建築工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(4) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一般建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一般）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>イ 建築士法第4条の規定による一般建築士の資格を有する者又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理（一般）の検定の合格証明書の交付を受けている者を、主任技術者として本件工事に専任で配置できること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年7月13日（火）から同月26日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p>	<p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合して履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者としてすることがある。</p>
---	---